



氷見市告示第32号

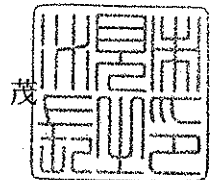
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による見内地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年6月23日

氷見市長 堂 故



市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字 名	地 番
氷見市	見 内	深 田	248、250から252まで、266から280まで、281の1から281の5まで、282の1、282の2、283の1、283の2、284の1、284の2、285から323まで、324の1、324の2、346から351まで、351の2、351の3、361及び388
		宮 花	325の1、325の2、326から345まで、362から368まで、369の1、369の2、370の1、370の2、371、372の1、372の2、373から387まで、389、390、391の1、391の2、392から397まで、398の1、398の2、561、563から566まで及び579
		大川原	399の1、399の2、400、401の1、401の2、402から430まで、431の1、431の2、432の1、432の2、433から442まで、681から693まで、730、732から74

			1まで及び748
--	--	--	----------

上記の区域内にある国有地の全部を含む。